

「テクノロジー犯罪」と「嫌がらせ犯罪」の告発兼両犯罪を
刑法犯罪として処罰できる法整備を求める要望書（その4）

2013年5月17日

法務大臣 谷垣禎一 様

告発者兼要望者
特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号
東西館ビル本館21号室
電話&FAX 03-5212-4611

告発および要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークはこれまでに三度法務大臣に宛て陳情書・要望書を提出してまいりました。2008年5月27日付鳩山邦夫元法務大臣宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と組織的な人的嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための陳情書」と2010年4月1日付千葉景子元法務大臣宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための要望書」、そして2011年5月24日付江田五月元法務大臣宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための要望書（その3）」であります。

上記三つの陳情書・要望書では「テクノロジー犯罪」と「嫌がらせ犯罪」の実態を告発致しますとともに両犯罪に適切に対処できる法整備をお願いしてまいりました。また両犯罪を職員が認識するための教育体制の確立、法務局での被害者からの聴取体制の確立およびその集計・公表もお願いしてまいりました。さらに犯罪主体にみられる6つの意思を明確にしてその意思の発露を断つことによる両犯罪撲滅のお願いもしてまいりました。しかし未だ何らそれに対する対応が為されていないことは、被害者が増え続けていること、誰ひとり被害がなくなると主張していないこと、関連法整備が全く為されていないことから明らかであります。そこで今回四度目となります本告発兼要望書を提出することにした次第です。

尚、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を認識するために第六回テクノロジー犯罪被害フォーラムでの発表を3分割して当NPOホームページに掲載しておりますのでご

利用下さい。また同じ動画を11分割してユーチューブにも掲載しております。これらをご利用頂き、法務省管轄下の全職員が両犯罪を認識するようにご指示頂きますようお願い申し上げます。

URL http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/forum/2013forum_rep.html

ユーチューブ <http://www.youtube.com/watch?v=Uqk0hvNJ7eg>

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の告発および法整備の要望

1. テクノロジー犯罪には標的とした人を四六時中追跡できる技術が使われています。これには人工衛星まで使ったバイオテレメトリーシステムが使われていると考えられます（添付資料『遠隔計測法（テレメトリー）の時代』）。また添付資料『秘密諜報機関による秘密偵察と電磁波による拷問(p3)』に「ターゲットはレーダー、衛星、基地局、無料のコンピュータープログラムで、どこに居ても追跡できます」とありますように諜報機関が利用している技術も使われている可能性があります。そしてこれは1970年代初めには始まっていたと考えられます。

本人の同意によらないテクノロジーによるストーカー行為を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

2. テクノロジー犯罪には、遠隔から、見えない方法で人間の生理機能から運動機能、五感、感情、三欲、さらには思惟活動にまで影響を及ぼせるテクノロジーが使われています。当NPO15年間の調査の結果この技術は人間コントロール・テクノロジーと呼べるレベルにあると考えられるようになりました。人間は脳を中心に活動しておりますので、コントロールするには、脳に影響を及ぼせる技術でなければできない犯罪であります。その技術として人間の脳とコンピューターをつなぐブレイン・マシン・インターフェイス（BMI）があります。BMI技術を完成させるには、脳を電気回路と見立てて、その電氣的活動の解明、脳の電気信号を情報として処理するコンピューター技術の発達、脳とコンピューターをつなぐ通信技術の発達が不可欠であります。このような技術を総称する言葉として「サイバー（サイバネティクス）」という用語が1947年にアメリカのプリンストンで学者達によって造語されました（添付資料『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ(p5)』）。それから65年間延々と開発が続けられてきた結果として人間コントロール・テクノロジーと呼べるレベルに達したものと考えられます。

人間の生理機能から運動機能、五感、感情、三欲、さらには思惟活動にまで影響を及ぼせるサイバー（サイバネティクス）技術の悪用を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

3. 「BMI（サイバー）技術」を完成させるには各個人を識別できる技術が不可欠であります。その方法としてインプラントがあります。アメリカの半数以上の州やカナダでは性犯罪者の皮下に電極を装着して行動を監視しております。卑近な例ですが、私の親知らずに知らない間に金属歯が装着されていました。当NPO会員で自らの意思によらない明らかなインプラントはこれ一つであります。今アメリカではオバマケア法が成立して全アメリカ国民にマイクロチップをインプラントするとの情報がネット上に流れております。真偽は分かりませんが、時間の前後だけで、これを止められるとは思えないものがありますのでここに記すことに致します。そしてこの電極はマイクロの大きさでなければBMI技術は完成しません。人間の動きを司るのは脳ですからできるだけ脳に密着させることによってコントロールが容易且つ確実にになります。人間コントロール・テクノロジーと呼べるレベルに達しているということはそれが現実化している可能性があります。

本人の意思によらないマイクロチップのインプラントを刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

4. BMI技術を完成させるには対象が人間の脳ですから人間を被験者とした人体実験が不可欠であります。開発段階においても、完成後その品質を確認するためにも、そしてその操作を習得するためにも、人体実験が不可欠であります。その対象として被害者が存在することも考えられます。本人に知らせずに行なって得られるデータが最も求められるデータと考えられます。またインフォームドコンセントが為された場合研究が表面化してしまいます。それが無いということは、インフォームドコンセントが為されていないと考えられ、しかし実験によって得られたデータは全て記録しているはずであります。そのデータの蓄積によってBMI技術は完成度を増していくのです。ですからBMI技術を開発している部署はテクノロジー犯罪に関わっている可能性が濃厚であります。

BMI技術の開発及びその操作習得のために本人の同意を得ずに行われる人体実験を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

5. テクノロジー犯罪には、遠隔から、見えない方法で声・音を聞かせ、映像を見

せるテクノロジーが使われています。これは1962年にアラン・フレイが発表した論文（添付資料『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応』）に端を発していると考えられます。それがマイクロ波聴覚効果として知られるようになり、軍が関心を示して秘密裏に開発が進められたことが知られております。これは通常の聴覚機能を迂回して脳に直接送られてくる音声と考えられます。これこそ BMI 技術における脳とコンピューターをつなぐ通信技術がなければできない犯罪であります。尚、音声送信技術を悪用したと思われる犯罪が最近頻繁に発生しております。2008年3月19日横須賀市で発生したタクシー運転手殺害事件も、2013年3月19日に発生した地下鉄東陽町駅付近での傷害事件も音声送信被害が原因と考えられます。そのためこの犯罪を放置しておくところのような事件が多発することは間違いないと考えます。この場合犯罪として処罰されるべきは音声送信を行っている犯罪主体であるべきであります。このことから新しい冤罪が発生していることが分かります。

人間の脳へ直接音声・映像を送信する技術の悪用を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

6. 音声送信被害者の多くが考えたことに対して音声反応してくる、声の主と会話ができると証言しております。このような被害者は考えたことに反応してくるのですから思考が読まれていると考えざるを得なくなります。これを思考盗聴と表現しておりますが、この技術は軍事技術で最も必要とされる情報収集技術の一つと考えられます。また添付資料『神経科学の進展と人権への脅威』にありますように「フランス原子力委員会の研究者 Denis LeBihan 博士は、映像技術の使用は人々の思考を読むことができるまでに至っている」として、その技術が悪用されることへの懸念を表明しております。これは原子力発電所をテロから守るために発電所内に入る人の思考チェックをしていることからその危険を認識して発言したものと考えられます。この技術は空港の入国管理、各国大使館でのビザ発給時に使用されていると考えられます。このように軍事面では情報収集技術として不可欠でありテロ対策としても必要とされる技術が罪を犯していない一般市民に悪用されているということは由々しき一大事であります。しかしそれが明らかになった以上、たとえ軍事技術・テロ対策技術であったとしても守秘義務として守られるべきではなく、その継続は市民を苦しめるだけであります。

思考盗聴技術の一般市民への無断使用を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

7. テクノロジー犯罪には、遠隔から、見えない方法で身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われています。これによる頭部攻撃、心臓等臓器攻撃、目への攻撃、陰部攻撃等が報告されています。添付資料『マイクロウェーブ技術の危険性(p5)』では、元英国海軍所属、マイクロ波の専門家バリエ・トゥロワー氏が「マイクロ波をモールス信号のようにパルス周波数を変化させることによって脳にはいりこみ、また脳とつなぐことによって誘発できるものを発見しました。パルス周波数を特別化して精神科医が生来の精神的病なのか誘発された精神病なのか分からないレベルに精神病を誘発できます。論理的にできることは個人の脳をターゲットにできることです」と証言しております。このようにマイクロ波で特定部位をピンポイント攻撃できることは明らかであります。

人間の各部位への電磁的攻撃を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

8. テクノロジー犯罪には、風邪症状、下痢症状、失禁、不眠のように、病気でないにもかかわらず病気であるかの症状を誘発できるテクノロジーが使われています。上記バリエ・トゥロワー氏は精神疾患だけでなく癌も誘発できてその進捗状況もコントロールできると証言しております（同資料 p2）。癌は死に至る病ですので殺人が可能であるということでもあります。

健康な人に電磁的攻撃で疾病・疑似疾病を誘発することを刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

9. テクノロジー犯罪には、家・床・ベッドを振動させ、また体を振動させる技術が使われています。これは共振周波数を悪用している攻撃と考えられます。あらゆる物質が固有の周波数をもっているといわれますが、ワイングラスを音波で共振破壊できるように、共振で物質を破壊することができます。人間も固有の周波数を持っているのですから共振周波数で攻撃されたら大変なことになることは想像できることでもあります。この原理を利用した武器が存在していても不思議ではありません。

共振周波数を悪用して人・生物・物質を振動させ破壊する行為を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

10. 1997年12月16日に発生したポケモン事件では、アニメ中にあった赤

い光の激しい点滅に反応して700名を超える子供たちがてんかん症状を引き起こして治療を受けました。赤の激しい点滅は光で、光も電磁波ですから、電磁波の非熱効果を一般が知った重要な事例であります。この技術は大衆に同時にてんかん症状を誘発する武器として利用できるのですから、あの時点で速やかに電磁波の非熱効果を認めて、それが悪用されないよう厳しい罰則を設けた法整備が為されるべきであったのです。あの赤い点滅は15ヘルツであったようですが、米国陸軍情報保安司令部が情報公開した『特定の非殺傷兵器の生体効果(p12)』では「電磁パルスの概念は、非常に高速の（ナノ秒単位）高圧（約100 kVm以上）の電磁パルスが、アルファ脳波周波数（約15 Hz）で反復するというものである。これに似た周波数のパルス光は、感受性の高い人々（一定レベルの光過敏性てんかん患者）を刺激し、発作を起こさせることが知られており、実際に電界で神経シナプスを直接起動させられる方法を使うと、ほぼ100%の人々が発作を起こしやすくなると考えられる」といっております。ですから専門家および限られた人はこれを知っていたと思われまので、ポケモン事件は仕組まれていた可能性が濃厚で、テロの面から徹底的に調査されるべき事例であります。また前出バリエ・トゥロー氏は6.6ヘルツで男性にレイプを犯させるほどの性的衝動を誘発できると証言しており、これも非熱効果であります。

電磁波の非熱効果を速やかに認めて、同意を得ずに、てんかん症状・性的興奮・精神疾患・癌等の非熱効果を誘発する電磁的攻撃を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

11. 上記のように、テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第でいかようにもアレンジでき、しかも24時間365日、日本中どこへ移動しようがその影響下に置くことができるようにシステム化・ネットワーク化されていると考えられます。また同様の被害者は世界に存在し、アメリカでは2012年3月1日オバマ大統領諮問生命倫理委員会（第10セッション、パブリックコメント）の場で20名を超える被害者及び支援者が証言をしております（添付資料『オバマ大統領諮問生命倫理問題に関する委員会第10セッションパブリックコメント』）。世界の被害者が類似した被害を訴えているということは注目すべき事実であります。これは各国同じ開発をしているためその開発に不可欠な存在として被害者がいるのか、バリエ・トゥロー氏が「マイクロ波がそれほど完全な武器と知られ、軍にとっては大変危険であることが知られた1950年代、60年代、70年代に遡り、アメリカ国防情報局は西側政府に秘密にするよう促したのです。そして西側諸国はそれに従いました（前出 p7）」と証言しているように、各国が共謀して非公開としているのか、こ

れを知った一部の人間が別のたくらみをもって悪用しているのかが問題であります。これを使えば世の大勢を支配できるようになりますので、守秘義務を徹底させればさせるほど一部の人間による支配が可能になります。これは民主主義の全否定に向かうことでもあります。今日の社会の総合的バランスからみてテクノロジー犯罪によって既に大いに非民主的社会に傾いているように思われます。つまり民主制を左右する一大要因となっているのがこのテクノロジー犯罪ということでもあります。

民主主義を揺るがすテクノロジー犯罪を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

- 1 2. テクノロジー犯罪には嫌がらせ犯罪が伴っています。そして両者一体となった犯罪も行なわれております。例えば、高速走行中に前の車から異物を落とし、それを遠隔操作して標的に命中させる犯罪であります。これには異物を落とす者（嫌がらせ犯罪）と落とされた異物を遠隔操作して標的に命中させる者（テクノロジー犯罪）が一体とならなければならない犯罪であります。またこの場合、テクノロジー犯罪主体は、人工衛星とスーパーコンピューターを駆使していなければならない犯罪でもあります。大事故を演出できる恐ろしい一体化であります。

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪が一体化して行なわれる異物攻撃に対して刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

- 1 3. 千葉景子元法務大臣に宛てた要望書に記しましたように、嫌がらせ犯罪に11の特徴があり、その11番目の非常識性で全てをくくることができることが分かってまいりました。具体的には、①集団性：一人の被害者に対して集団が寄ってたかって嫌がらせを働く。②ストーカー性：家中では監視テクノロジーでつきまとわれ、家を出ると人につきまとわれる。そして行く先々で嫌がらせを受ける。③継続・反復性：一日24時間、一年365日継続して様々な嫌がらせが繰り返される。④タイミング性：何かをしようとするとその瞬間に嫌がらせが行われる。⑤監視性：前記タイミング性をもって嫌がらせを行うには徹底した監視が為されていなければならないことでもあります。⑥システム性：前記監視は、被害者の行動を四六時中走査して、その行動に合わせて何らかのリアクションをするようにプログラムされた監視システムが周辺で稼働していなければならないことでもあります。⑦組織性：集団で一気に畳みかけるやり方、傷害を与えるなど明らかな証拠を残さない手口、嫌がらせ犯罪と同時にテクノロジー犯罪を仕掛けてダメージを倍加させる手法から、詳細な打ち合わせの上

で行われていることは明らかであり、そのことから組織的犯行であります。⑧マニュアル性：アメリカでも同様の被害報告があることからマニュアルに基づいて世界的規模で行われていることが考えられます。⑨ネットワーク性：被害者が遠方に移動しても同様の嫌がらせを受けること、北海道から沖縄県まで被害者が存在し、それぞれの場所で嫌がらせ被害を受けていることから、組織間の連絡網がネットワーク化して完備していると考えられます。⑩歴史性：40年を超える歴史があります。⑪非常識性：前記10の特徴は常識的人からみますとどれも全く非常識なことばかりであります。この非常識性は重要で、非常識であればあるほど一般人は話を聞かなくなり遠ざけることから、被害者は孤立します。そして追い込まれた先にあるのは、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図がありありと描けるようになりました。嫌がらせ犯罪主体にとって常識の範疇の嫌がらせは致命傷で、常識には一歩も近づかないという強固な意思を読み取ることもできるようになりました。嫌がらせ犯罪におけるこの構図と犯罪主体の強固な意思を明らかにできたことが当NPOこれまでの活動の成果であります。これから分かりましように嫌がらせ犯罪には犯罪主体に一貫している意思があり描く構図があって行なっているということですから完全な組織犯罪であります。しかも被害者は罪もない一般市民、子供も対象としており、いくら善意を示しても態度を変えないということも注目すべきところであります。これは背後に大きな意思があってそれに従って実行しているということであります。これは添付資料『秘密諜報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』にありますように、諜報活動として行なっているか、どこかの国の工作員活動として行なわれているとしか思えないものがあります。主権をもつ国民を組織的に追い込むのですから厳罰に処せられるべき犯罪であります。このような組織犯罪を国家が野放しにしているということは信じ難いことですが現実であります。

国民主権を揺るがす巨大な組織犯罪に対処するためにそれを刑法犯罪として処罰できる「嫌がらせ犯罪対策法」の制定を要望致します。

14. 嫌がらせ犯罪は詳細な打ち合わせがなければ行えないことから、それを計画し、指示し、実行する組織が被害者の周辺に存在しなければできない犯罪であります。また他地域に移動しても行われることから、同様の組織が各地に存在し、組織間の連絡網が完備していると考えられます。その完成度も大変なもので一度ターゲットにしたら絶対逃さないほど完成度が高いものがあります。この組織は社会の隅々に影響を及ぼせることは、自治体職員から教員、銀行・郵便局職員、スーパー・コンビニ・飲食店店員等々あらゆるところで嫌がらせが行われますことから明らかであります。しかも40年を超える歴史があると考

えられますので日本社会に深く浸透して甚大な影響力を放っている組織と考えます。日本国民が自分の国と思えなくなるほど影響力があり、主客が入れ替わってしまったようにも思えますので、非民主主義の元凶であります。

嫌がらせ犯罪を行なう組織が組織犯罪対策法の対象となり、危険団体として絶えず監視下に置かれるような法整備を要望致します。

15. 嫌がらせ犯罪の代表例としてつきまといがあります。1999年10月26日に発生した桶川女子大生殺害事件以来ストーカーという言葉が一般的となりましたが、当NPOが訴えるつきまといは、恋愛感情に基づかず、不特定多数によるつきまといであるという特徴があります。家の門を一步出ると四六時中つきまとわれ、行く先々で嫌がらせが行なわれるだけでなく、家の中においても行動に合わせて絶妙のタイミングで嫌がらせが行なわれることから、徹底した監視行為に基づいた嫌がらせと考えられます。

外出しても家の中に居てもつきまとい、嫌がらせが行われるという、常識を超えたつきまとい行為を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

16. 嫌がらせ犯罪の一つに執拗な家宅侵入があります。この被害を訴える人は、家を離れると必ず何らかの異常が発生しており、それは物の移動など些細な場合が多く、警察が動かざるを得ない窃盗や器物破損はほとんどない傾向にあります。しかし侵入したことが分かるように細工されており、それが延々と続くのです。これによる心理的ダメージは大きく、家を離れられなくことはどの被害者も共通しているところであります。添付資料『秘密諜報機関による秘密偵察と電磁波による拷問(p2)』で元諜報部員のカール・クラーク氏はこのような家宅侵入を行っておいたと証言しておりますことから、諜報活動の一つとしてあったことが分かります。日本では公安あるいは工作人員の仕事と考えられますが、これまでは被害者だけの訴えでしたが、諜報部員として実際に行っていた人物の証言を得られるようになって、その信憑性は格段と高まってきたと考えます。

物の移動など些細なことを執拗に繰り返す家宅侵入を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

17. 嫌がらせ犯罪には、家電製品の頻繁な故障・誤作動、パソコンへの介入、無言電話・ワン切り電話のように電話を使った嫌がらせもあります。このなかで電話を使った嫌がらせは警察・NTTの協力が得られれば犯罪主体を特定でき

る可能性がある被害であります。それにしても絶妙のタイミングで仕掛けてくるといことは被害者がどの電気製品を使っているか分かっていなければできない犯罪であることから、盗聴・盗撮を疑わざるを得なくなるのです。また故障をすれば修理しなければなりません、相談窓口で電話すると、それを待っていたかのようにふざけた対応をしてくるというように、先々に手を回して嫌がらせを仕掛けてくるのであります。これなどは被害者に対してどのように対応するか訓練を受けた人間が待機している部署がなければできない嫌がらせであります。これも警察・NTTの協力があればその部署を特定できると思われれます。

特定個人を高度な監視テクノロジーまで使って動向を探り、家電製品の故障・誤作動を演出し、その相談対応でも嫌がらせを働くという、一連の嫌がらせを刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

18. 嫌がらせ犯罪ではほのめかし被害の訴えが非常に多くなっております。これは被害者の個人情報や職場や通勤途上等で頻繁にほのめかされるというものであります。TV・ラジオキャスターによるほのめかしを訴える被害者も多くなっております。これらのことから自宅での生活が覗き見られていると考えざるを得なくなるわけで、被害者は盗聴器・盗撮器が据え付けられていないか当然疑うようになります。そのため多くの方が探偵社を雇って調査しますが発見されないことから、遠隔から行える高度な監視テクノロジーが使われていると考えられるようになってまいりました。なかにはTVから覗かれていると訴える被害者もいらっしゃいます。そのようにして得た個人情報を被害者の周囲の人間に流してほのめかしをさせるといふ組織的嫌がらせが頻発しているのです。

個人の監視から得られた情報とそれを用いた組織的ほのめかし行為を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

TV・ラジオキャスターによるほのめかしを防止するために、全TV・ラジオ放送を録画・録音して、被害者が不審を感じたらいつでも国立国会図書館等で閲覧できるようにする法整備を要望致します。

19. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪、どちらも突然畳み掛けられた場合パニックに陥っておかしくないものであります。それがむしろ人間の自然であります。そのような被害者の受け入れ場所として精神病院が位置づけられ定着しようとしています。これは正しい対処の仕方ではありません。この精神病院への位

置づけにも作為が働いていることが考えられます。バリエ・トゥロー氏証言にマイクロ波を頭部に照射して精神疾患を誘発できるとあり、またロシアのプーチン大統領は中枢神経を冒す武器の開発を指示したことから、そのような武器が既に存在しておかしくありません。

自然な精神疾患なのかテクノロジー犯罪による精神疾患なのか見極めて処置するよう法で定めるとともに、精神を冒す武器の使用を刑法犯罪として処罰できる法整備を要望致します。

20. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪により、被害者個人の生活は破壊され、その多くが家族崩壊の状態にあります。これを拡大すれば組織破壊、社会破壊、国家破壊も可能であります。このように日本社会をあらゆる面から破壊しようとする意思が背後にあるように思われます。そのため両犯罪には破壊活動防止法が適用されてしかるべきであります。組織犯罪対策法が適用されるべきであることは先に述べました。テロ対策法の適用も考慮されていい犯罪であります。

組織犯罪対策法、破壊活動防止法、テロ対策法、これら三法がテクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪に適用できるよう法改正を要望致します。

添付書類

1. 2008年5月27日付鳩山邦夫元法務大臣宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と組織的な人的嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための陳情書」 1部
2. 2010年4月1日付千葉景子元法務大臣宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための要望書」 1部
3. 2011年5月24日付江田五月元法務大臣宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための要望書（その3）」 1部
4. 『遠隔計測法（テレメトリー）の時代』 1部
5. 『秘密諜報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』 1部
6. 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』 1部
7. 『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応』 1部
8. 『神経科学の進展と人権への脅威』 1枚
9. 『マイクロウェーブ技術の危険性』 1部
10. 『特定の非殺傷兵器の生体効果』 1部
11. 『オバマ大統領諮問生命倫理問題に関する委員会第10セッションパブリックコメント』 1部

- 12. 当NPOパンフレット
- 13. チラシ

1部
5枚

以上